

県く第 619 号

平成 24 年 9 月 28 日

社団法人岩手県獣医師会長 様

岩手県環境生活部県民くらしの安全課総括課長



高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

本県の食品衛生行政の推進につきましては、日頃よりご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、標題の件について、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長から別添のとおり通知がありましたので、了知のうえ、防疫対策への必要な協力についてよろしく申し上げます。

なお、食鳥検査時に本病を疑う食鳥を発見した場合は、平成 23 年 2 月 24 日付け県く第 761 号別添「食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づきご対応いただきますようお願いいたします



担当：食の安全安心担当 阿部  
TEL 019-629-5323 (直通)  
FAX 019-629-5323

食安監発0918第1号  
平成24年9月18日

各 〔 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 〕 衛生主管部（局）長 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長



#### 高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

標記について、平成23年10月5日付け食安監発1005第2号により、農林水産省からの協力依頼に基づき、防疫対策への協力をお願いしているところで

す。  
今般、農林水産省より、別添のとおり、平成24年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について、協力依頼がありました。

つきましては、食鳥検査等において、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「高病原性鳥インフルエンザ等」という。）が疑われる家きんが発見されたときに、速やかに防疫措置に協力できるよう、日頃より、畜産部局、家畜保健衛生所等及び関係機関と連携して対応するよう、よろしくお願ひします。

なお、食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ等のスクリーニング検査については、平成16年3月12日付け食安監発第0312001号により通知し、平成16年3月16日付け事務連絡、平成20年1月10日付け事務連絡及び平成22年11月15日付け事務連絡において連絡しており、適切な実施について御配慮願ひします。

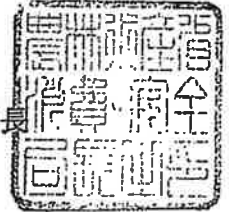




24消安第3025号  
平成24年9月10日

厚生労働省医薬食品局長 殿

農林水産省消費・安全局長



平成24年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方よろしくお願いいたします。

0912/2  
24.9.12